

育休延長が拒否された時の 対処法ノウハウ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

育休延長が拒否された時の対処法ノウハウ

育休延長が認められる条件（法改正対応）

原則として子が1歳（再延長で1歳6ヶ月）になる時点で、以下のいずれかの理由がある場合、会社へ申し出ることによって延長が可能です。

- ・ 保育所等への入所を希望しているが入所できない場合
- ・ 配偶者の死亡、負傷、疾病、離別等により養育が困難になった場合

【重要】2025年4月からの手続き厳格化

「保育所に入れない」ことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが厳格化されています。従来の要件に加え、保育所等の申込みが職場復帰を目的としたものかをハローワークが確認します。

変更点	2025年3月以前	2025年4月以降
必要書類	保育所の入所保留通知書	①入所保留通知書 ②育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書 ③保育所利用申込書の写し
審査基準	入所不可の事実確認のみ	入所の意思や速やかな職場復帰の意思がある申込みかを確認 (通所可能な園に申し込んでいるか、入所保留を希望していないか等)

育休延長が拒否された時の対処法ノウハウ

会社に拒否された場合の対処ステップ

会社から「延長は認められない」と言われた場合、以下の手順で対応します。

・ステップ1：拒否理由の書面化と話し合い

感情的にならず、拒否理由を書面で提示してもらいます。

「制度の誤解」や「知識不足」が原因の場合、育児・介護休業法の条文や厚生労働省の資料（改正パンフレット等）を示し、会社には法令に沿った対応が求められることを説明します。

・ステップ2：提出書類の再確認

2025年4月の改正に伴い、提出書類が増えています。「申込書の写し」を保管・提出しているかなど、形式面の不備がないか再確認し、不足があれば速やかに提出します。

・ステップ3：社内窓口・労働組合へ相談

上司で話が止まっている場合は、人事部、コンプライアンス相談窓口、労働組合へ相談し、組織として正しい判断を求めます。

・ステップ4：外部機関への相談

社内解決が難しい場合、「都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）」へ相談します。法的な助言や、会社への是正に向けた助言・指導が期待できます。

合わせて、労働局による「紛争解決援助制度（助言・指導・調停）」の利用も検討します。

育休延長が拒否された時の対処法ノウハウ

それでも延長が叶わない・難しい場合

延長手続きが法的に認められないケース（例：申込み忘れ、要件不備）や、最終的な判断待ちの間は、以下の代替案を検討します。

- **一時預かり保育の利用**：一時的な就労を確保しつつ、空きを待つ。
- **時短勤務制度の活用**：復帰しつつ、負担を軽減する。
- **パパ・ママ育休プラス**：両親が取得することで1歳2ヶ月まで延長可能な制度の活用。

まずは「法改正に対応した正しい手続きができているか」を確認し、必要に応じて会社や人事担当者と相談しながら進めましょう。